

## 第 18 回 焼津市自治基本条例を考える市民会議・「市民会議 素案」への意見

平成 25 年 3 月 3 日実施

### 第 1 基本的な考え方

#### ○焼津市自治基本条例をつくる目的

- ・「焼津独自」の基本条例とする為に、「危機管理」と「事業者」を前面に押し出す。
- ・「焼津市は、住民票を焼津市に有する市民を優遇します。」と、条例冒頭に明記する。

#### ○基本理念

- ・「基本理念」と「目指すまちの姿」と区別した方がわかり易い
- ・ 1 (3)「市」…行政と議会を含むのでは？
- ・ 1 (3)「市」→「市の職員」に
- ・ 平和の発信 基本理念 2 (3)の「平和を尊び」だけでは全国共通です。焼津ならではのものを訴えたい。
- ・ 2 の中に“焼津の自然や文化を愛し (Love 焼津) 等の“焼津を愛する”という意味の言葉を入れたい。
- ・ 子どもの育成・子育て支援 基本理念 2 (4)だけでは不足しているように思う。もう少し項目出しで加えるか、基本理念に言葉を加えてほしい。

### 第 2 市民

#### ○市民の定義

- ・「市民」…全てが同一の意味ではないので書き分けが必要だと思います。「地域コミュニティ」「危機管理」の「市民」は狭義の市民。
- ・市民の定義を広義とした場合、“自主防災会”への通勤・通学者の加盟 etc. 現況システムの変更が必要となる。
- ・市民は… 限定した対象とする市民の定義の①②③④にする
- ・市民と市民等と使い分ける必要はないが、「市民等」という表現の方が、読んだ人は住民以外も含まれると解釈するかもしれない。
- ・今後の P I に来る人はどんな人か、学校や企業の人にも声を掛けるのか？

#### ○市民が尊重されること

- ・社会的地位→社会との関わりあい方 …の方が良いのでは？

#### ○市民が守ること

- ・ 2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認め、論議します。 →下線部を「認め合います」に。
- ・ 3 「主役として」「努めます」の言いまわしが強いので、「主役」→「主な担い手」、「努めます」→「力を貸します」 程度にしたらどうか。

#### ○事業者

- ・ 1, 2 の文章だけ見れば、事業者が果たすべき義務のボリュームが大きすぎる様な気がする。産業立地で発展してきた焼津だけに産業空洞化した時に困難を避けるために、市、市民がもっとバックアップするという内容がほしい。

### 第3 議会

- ・この中ででてる「市民」は基本的に住民限定であるべき。中には広い意味の市民でもいいものもあると思いますが…

#### ○議会の役割

#### ○議員の役割

- ・市政に関する情報 説明会について 議員には定期的に説明会開催を義務づけさせ、報告書の提出を求める。

### 第4 行政

#### ○市長

#### ○市の組織

#### ○市の職員

- ・1「執行者」 ほかに表現の仕方？ 当事者？

### 第5 市政運営

#### ○情報

- ・情報についての記載が市政運営のみとなっているが、市民からの情報を含めて情報についての項目を取り入れたい

#### ○総合計画

- ・「総合計画」を条例に記載することを再考。 理由：行政運営を効率的・効果的にするために どれほど有効なツールとなっているか。

#### ○行政評価

- ・外部評価のシステムはやっぱり必要だと思う。(市民の意見をきくだけでは足りないのでは)

#### ○財政運営

- ・1と3の健全性を保つ言葉が重複しています。

#### ○公共施設

- ・3「必要最低限」が独り歩きする事で、住民サービスの著しい低下を招くと本末転倒では？  
→この表現を削除しては？
- ・「公共施設は、必要最低限を確保～」 「必要最低限」を「適正な量」 きゅうくつでなくて 良いと思う。
- ・「必要最低限」を確保 夢が無くなる言葉です。「適切な数量」程度にして下さい。

#### ○他の自治体との連携

### 第6 危機管理

- ・危機管理は1つの章にするはないのではないかな。自主防災会のこともあるので、各章に振り分けてもよいのかなと考えます。(詳細は防災計画にまかせる)

#### ○危機管理の基本的考え

- ・「議会」の役割をどうするか？議会事務局のBCPはあるところはあると思うが、災害時の議会の役割が特別定められているところがあるか？

議決 スピードか？ 合意形成か？ ケースバイケースなので議論が必要

#### ○自主防災会

- ・危機管理の基本的考えの2として「自主防災会」を入れる。
- ・自主防災組織の整備率は100%、しかし、その母体組織は(旧)焼津では自治会単位(1600戸～4000戸)、(旧)大井川では町内会単位(50戸～数百戸)。まだまだ組織の見直しを検討している中で条例で明文化するのはどうか。現在、対策本部条例・運営規程の中に、自主防災組織への係わりはある。

#### ○危機への備え

- ・2 市民は、一人一人が(全員が?)危機に強い地域づくりに努めます。

#### ○危機発生時の対応

#### ○危機からの復興

### 第7 自治のしくみ

#### ○地域コミュニティ

- ・地域コミュニティ 用語の定義が必要 枠組みが必要
- ・地域コミュニティ→既存の自治会との関係をどうする?
- ・自治会組織の見直し、しくみ見直し
- ・「お互いに助け合う」という内容がほしい

#### ○参加

- ・2 前項の市民の参加を様々な手法で保障するとともに… 「保障する」←意味が分かりづらい(役所コトバ?)
- ・2 「…促します」→「呼びかけます」? 「促します」は上から目線?

#### ○協働

- ・自治基本条例は、全ての基礎となるものであるので、協働についての記述が細かい(詳しく)ように思う。
- ・協働条例がないあいだは、2(1)～(5)まで詳細に載せるが、条例ができたから見直していく。

### 第8 条例を活かすためのしくみ

#### ○条例の実効性の確保

- ・この条例の推進を図るためのより具体的な仕組みを記載したい。 ※市民へのPRや研修ではなく、実行するための仕組み。

#### ○条例の見直し

- ・「条例の見直しにあたっては、推進委員会ほか広く市民の意見を聞かなければならない」という表現のほうが良いと思う。

#### ○この条例の位置づけ

#### その他、どこにも入らない意見など

- ・具体的にどうすればよいかわからないが、どこかにもう少し「焼津らしさ」がほしい。